

第33回大空町農業委員会総会議事録

令和2年2月26日第33回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ	3番 石田 正俊	4番 苫米地 正幸
5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治	7番 岡内 浩之
8番 小久保 謙	9番 長尾 照幸	10番 早川 敏幸
11番 渡邊 恵二	12番 伊藤 博幸	13番 井上 良幸
15番 田中 秀雄	16番 齊藤 貞利	17番 赤石 昌志
20番 渡辺 誠	21番 石田 敦	22番 福田 重幸
23番 岡本 シゲ子	24番 遠藤 哲也	26番 永倉 誠二
27番 山神 正信		

(2) 欠席者

2番 江口 美世司	14番 田中 悟	18番 岩原 秀嗣
19番 佐藤 廣治	25番 長谷川 伸一	

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主査 渡邊 豪	主事 片山 樹弥
-----------	---------	----------

第33回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第33回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん御苦労さまでございます。</p> <p>この間までは日中プラス7～8度位の温度になって、かなり暖かかったわけなんですけども、今日は流氷も来ているということでかなり寒い状況が続いております。</p> <p>3月ももう少しで迎えるところなんですけれども、移植ビートの種おろし等も間もなく始まるのかなと思っております。最初の仕事ですので、少しずつ無理をせず作業を進めていただきたいなと思っております。</p> <p>先日2月5日ですけれども、郡下の農村結婚相談員連絡協議会の研修会ということで、津別でございました。</p> <p>また2月13日には、議員さん・農業委員・JAの役員等の学習会ということで、各種研修等に参加していただきました委員さんの皆さんには、大変お忙しい中出席をいただきまして、誠にありがとうございます。これからの活動に役に立っていただけるかなと思っております。</p> <p>今日こうやって見ますと、隣の席が少しずつ空いているのかなと思ってます。今の新型コロナのあれではないなと思ってはいますが、皆さんこれからも気を付けていただきたいなと思っております。</p> <p>今日は第33回の総会でございます。御審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ですけれどもご挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>この際活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>1月28日開催の第32回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p>

	(活動状況報告説明)
山神会長	<p>ただ今より第33回農業委員会総会を開催いたします。 (午後1時36分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、22名であります。 江口委員、田中悟委員、岩原委員、佐藤委員、長谷川委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第6号までの合計19件であります。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、11番渡邊恵二委員、13番井上委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和2年2月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】 この件につきましては、町有地の払い下げの案件です。 図面については1ページに掲載しています。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いしま

	す。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の所有権移転関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、夫婦間の贈与の案件です。</p> <p>図面については省略しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	この件について、第〇地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲渡人及び譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、平成 19 年 4 月 25 日から平成 30 年 12 月 19 日までの間、今回申請のあった貸主及び借主間で賃貸借を行っておりましたが、平成 30 年 12 月 19 日付けで合意解約し、現在に至っていましたが、再度賃貸借による農地法第 3 条申請があったものです。図面については、2 ページに掲載しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主は、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 2 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、祖父と孫の間による使用貸借の申請です。図面については、省略しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	この件について、第〇地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主は、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係 2 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 3 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、町有地を農地として活用する案件です。図面については、3 ページに掲載しております。</p>

	<p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主は、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和2年2月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件については、賃貸借からの売買への移行の案件となります。</p> <p>そのため、図面を省略しております。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p>

	<p>あっせん会については、第〇地区農業委員さんにより、2月6日にあっせん会が開催されています。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含めて25.8ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第4地区農業委員により、2月6日にあっせん会を開催しています。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>全件更新の案件です。</p> <p>そのため、図面を省略しております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積等は、議案に掲載している農地を含め41.4ha、労働力は4人です。</p> <p>以上でございます。</p>

山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 2 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案第 2 号所有権移転関係 1 番で説明したとおりです。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 3 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、34.3ha、労働力は3人です。 以上でございます。

山神会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1番及び2番について、申出者が同一世帯ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和2年2月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号1番及び2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、離農に伴う新規案件です。 申出者よりあっせんの申出を受け、第5地区農業委員さんにより1月24日及び2月14日にあっせん会を行っております。</p> <p>〇〇地番については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、23.4ha、労働力は3人です。 あっせんによる売買価格は、10a当たり田が35万円、畑が18万円です。総額1509万2千円です。</p> <p>〇〇地番については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、24.3ha、労働力は2人です。 あっせんによる売買価格は、10a当たり田が35万円、畑が18万円です。1番分が総額1544万2千円、2番分が589万6千円です。</p> <p>1番が公社へ売却する金額は2098万2千円、2番が公社へ売却</p>

山神会長	<p>する金額は1544万2千円。一時貸付者である〇〇氏が公社から買入金額は、1509万2千円、〇〇氏が公社から買入金額は、2133万8千円です。</p> <p>あっせんの結果、両買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、4ページから6ページまでに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより1番及び2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより1番及び2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和2年2月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p>

	<p>【議案第4号所有権移転関係1番説明朗読】 先月の総会で買入協議の議決を頂いた案件です。詳細はその際に説明しましたので、今回は省略いたします。 以上です。</p>
山神会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番及び3番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第4号所有権移転関係2番及び3番説明朗読】 2番及び3番については、平成29年度の農地保有合理化事業を利用し、北海道農業公社に一時保有をしていただいていたが、早期に公社から売渡しを希望する案件です。 以上です。</p>
山神会長	これより所有権移転関係2番及び3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより所有権移転関係2番及び3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定によ

	<p>り、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第4号利用権設定関係1番説明朗読】 この件につきましては、貸主の法人化に伴う案件です。 今回使用貸借の権利設定を行う農地について、贈与税の猶予対象農地となっており、贈与税の猶予を継続するためには、農用地利用集積計画を活用した特定貸付の制度を利用する必要があるため、このような対応をとっております。 借主の経営面積は、今回の申請農地面積と同じとなっております。 図面につきましては、7ページから14ページまでに掲載をしておりますので、参照願います。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p>

<p>渡邊主査</p>	<p>1 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> <p>議案第 5 号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和 2 年 2 月 2 6 日提出 大空町農業委員会 会長 山神正信。</p> <p>【議案第 5 号 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、昨年 1 1 月 1 2 日に第〇地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、宅地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、1 5 ページに掲載しておりますのでご参照願います 以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては、昨年 1 1 月 1 2 日に第 4 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより 1 番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、2 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>【議案第5号2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、2月19日に第〇地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、宅地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、16ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、2月19日に第〇地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>議案第6号「農業委員会法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第6号「農業委員会法令順守の申し合わせ決議について」このことについて、次のとおり提出したいので審議を求める。令和2年2月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第6号説明】</p> <p>以上でございます。</p>

山神会長	これより議案第6号について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【報告第1号説明朗読】 以上でございます。
山神会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
山神会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。ご苦労様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしく お願いします。 (午後2時08分)

会 長

署名委員

署名委員